

(公印省略)  
介高第924-151号  
令和3年2月15日

各高齢者施設 管理者 様

群馬県健康福祉部長 武藤 幸夫  
(介護高齢課)

高齢者施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の応援職員派遣に係る  
応援施設登録の協力依頼について (追加募集)

日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

県では、複数の介護職員が感染するなどして介護職員が不足した場合に、当該施設や  
同一法人内で応援に入った施設に、応援職員の派遣をお願いする「高齢者・障害者施設  
への応援職員派遣支援事業」を別添の実施要領により実施することとし、昨年10月に  
派遣可能施設を募集いたしましたところ、約140施設に御登録いただいております。

現在、2月22日(月)までを「勝負の2週間」の集中対策期間と位置づけ、  
特に高齢者施設における感染拡大防止に重点的に取り組むこととしていることから、  
応援施設として、御協力いただける施設を追加募集いたします。

趣旨を御理解いただき、派遣可能施設として御協力いただける場合には、「応援施設  
登録票」により、下記へ提出をお願いいたします。

なお、今回は、追加募集のため、すでに御登録いただいた施設につきましては、  
提出は不要です。

## 記

### 1 提出先 (FAX)

群馬県前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内  
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 施設福祉課  
FAX番号: 027-255-6173

### 2 送付文書

- ・「高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領」
- ・「高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領 (別紙)」
- ・「応援職員派遣支援事業 (フロー図)」
- ・「応援職員派遣支援事業 (イメージ図)」
- ・「応援職員派遣支援事業に係るQ&A」
- ・「応援施設登録票」

#### 問合せ先

県介護高齢課 福祉施設係 西澤  
電話: 027-226-2569  
県社会福祉協議会 施設福祉課 鈴木  
電話: 027-289-3344

# 高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業実施要領

## 1 事業の目的

高齢者・障害者施設（以下、「施設」。）で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、施設で働く介護職員等の出勤が困難となり、介護職員等が不足する場合に、他の施設から応援職員を派遣し、施設のサービス提供が継続できるよう支援することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

本事業は群馬県が実施し、応援施設等の登録業務と派遣調整業務について、関係団体（以下、「受託者」。）へ委託の上、実施する。なお、事業の実施に当たっては、次の団体と連携することとする。

- (1) 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
- (2) 群馬県老人福祉施設協議会
- (3) 公益社団法人群馬県老人保健施設協会
- (4) 群馬県地域密着型サービス連絡協議会
- (5) 一般社団法人全国介護事業者連盟群馬県支部
- (6) 公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会
- (7) 群馬県身体障害者施設協議会
- (8) 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会
- (9) 特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会

## 3 事業実施期間

事業は施行日より開始し、終了時期については今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ判断するものとする。

## 4 事業概要等

別紙のとおりとする。

## 5 附則

この要領は、令和2年9月11日から施行する。

## 高齢者・障害者施設への応援職員派遣支援事業 実施要領（別紙）

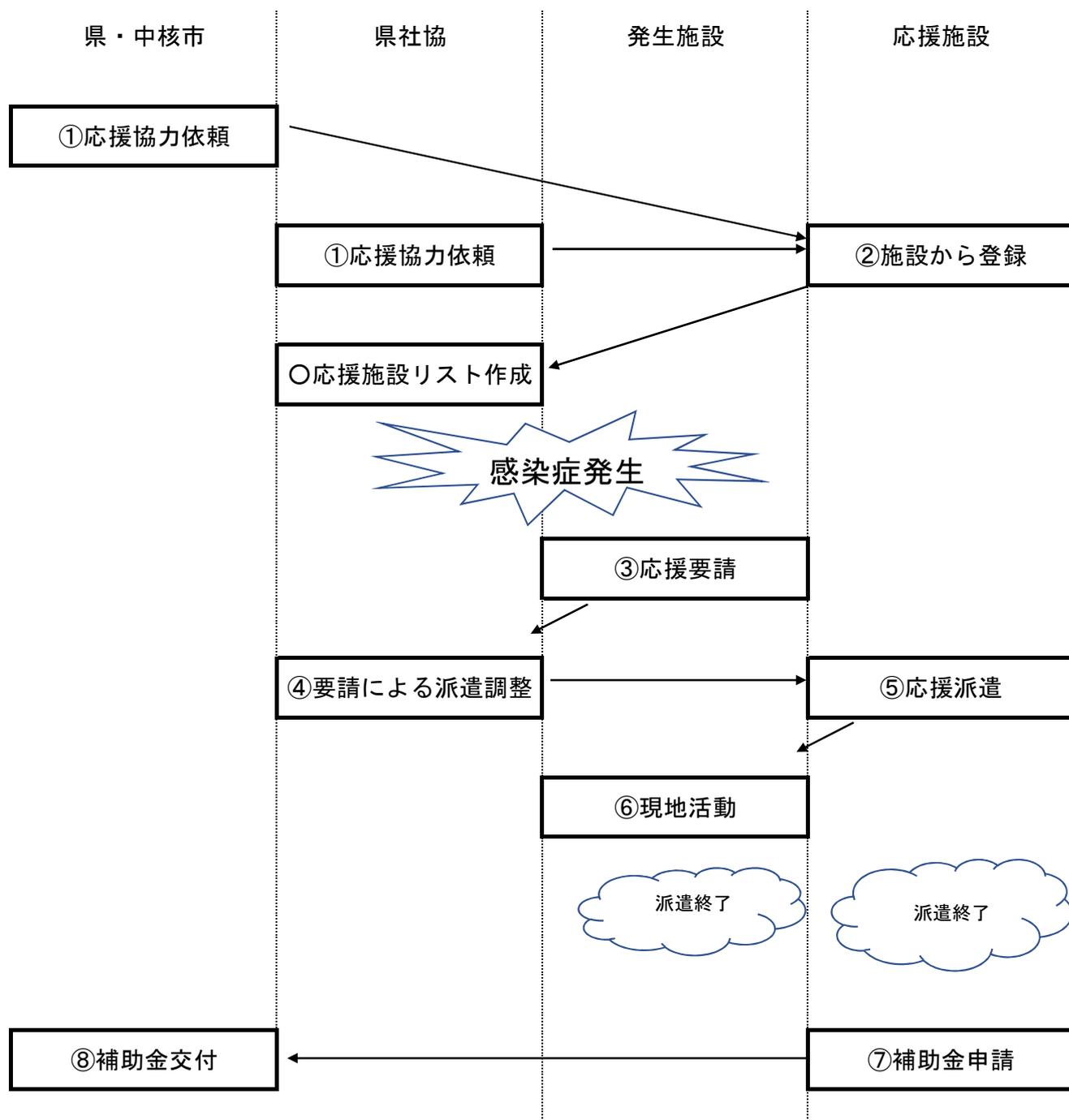
1	応援体制の構築	群馬県が実施主体
2	コーディネート業務 (募集・マッチング等)	県事業として、群馬県社会福祉協議会に委託
3	応援対象施設	群馬県内の全ての高齢者・障害者施設
4	応援職員の登録方法	施設単位（あるいは法人単位）で、派遣可能人数を登録
5	応援方法	<p>※同一法人内で支援し合うことが大前提</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一法人内での応援時、非感染施設（応援元）の人員が不足するときに、他事業所が<b>非感染施設に応援に入るパターンA</b></li> <li>・ 同一法人内で支援し合うことができない場合は、他事業者が<b>感染施設に直接応援に入るパターンB</b></li> <li>・ 応援単位は1日以上とし、最大で14日間を限度とする</li> <li>・ 日勤業務を基本とし、原則、夜勤等は行わせない</li> <li>・ 応援は、同種別間を優先とする</li> </ul>
6	応援時の身分・服务等	・ 応援元からの出向、出張の扱いを原則とするが、双方で協議をすることも可
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援開始前に、PCR検査を実施する</li> <li>・ パターンBでは、業務終了後に2週間以内のホテル待機とし、PCR検査を受け、職場復帰</li> </ul>

（参考）

応援職員を派遣する応援元への費用負担は、以下のとおり。

- ・ PCR検査費、宿泊費、旅費、損害（傷害含む）保険料、消耗品費等は県で負担する
- ・ 応援元の人員補充費用（職業紹介料・人件費）は、発生施設を所管する県、前橋市又は高崎市が負担
- ・ 応援元の人員が補充できなかった場合、他職員の業務量の増加に伴う時間外手当は、発生施設を所管する県、前橋市又は高崎市が負担
- ・ 応援元が応援者に支払う危険手当等は、発生施設を所管する県、前橋市又は高崎市が負担

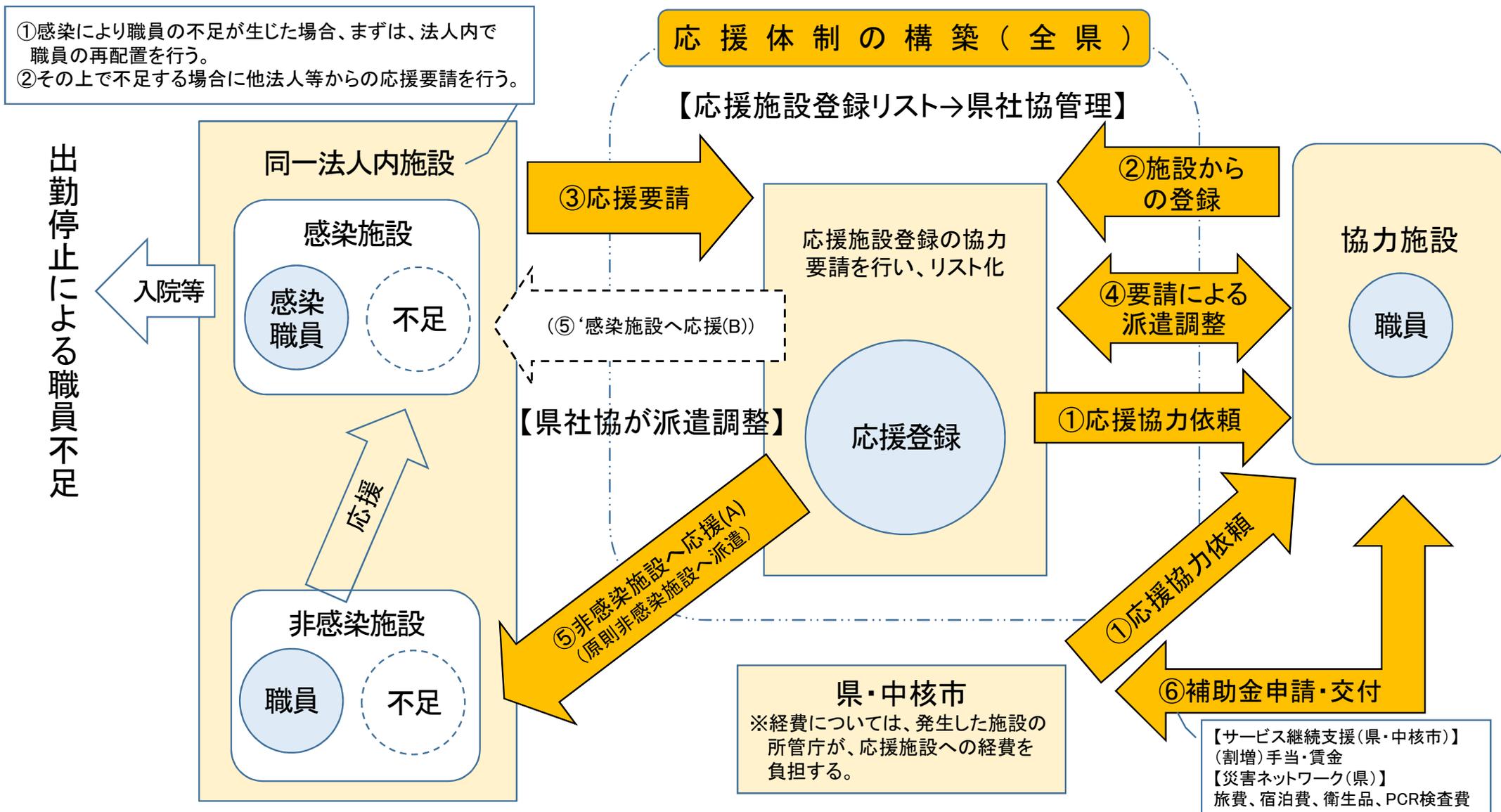
## 【応援職員派遣支援事業（フロー図）】



※サービス継続支援に係る補助金は、感染症が発生した施設の所管庁へ提出

※災害ネットワークに係る補助金は、発生した施設の所轄庁を問わず、県あてに提出

# 応援職員派遣支援事業(イメージ図)



## 応援職員派遣支援事業に係るQ & A

令和3年2月15日

NO.	項目	回答
1	応援先の施設として想定している種別は何か。	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、高齢者グループホーム等を想定しています。
2	応援元の施設として想定している種別は何か。	応援先と同じです。
3	感染施設への職員派遣もあり得るのか。	非感染施設への派遣を原則としています、1法人1施設の場合、感染施設への派遣も想定されます。
4	応援施設の登録について、施設ごとに割り当ての依頼があるのか。	応援派遣は、施設間の協力により、成り立つものと考えています。施設ごとに派遣人数を割り当てることは考えていません。
5	対象施設が県内一円となると、遠方の施設へ応援に行くケースもあるのか。	応援時の県内状況や登録施設数の状況等によりますが、可能な限り、応援先施設に近い施設から応援派遣したいと考えています。
6	応援職員が派遣先で業務に従事する前後でPCR検査を受けることはできるのか。	応援派遣前後で行うPCR等検査費用を補助対象としています。
7	事業種別を超えての派遣（介護⇄障害、入所⇄通所等）になるケースがあるのか。	即戦力が求められることから、原則、同一種別の施設に応援派遣するようコーディネートする予定です。
8	応援職員が業務中に感染した場合、その保障はどうするのか。	群馬県において、応援職員を対象とする普通傷害補償保険に加入しております。
9	登録リストに登録後、諸般の事情により応援派遣が難しくなった場合、登録リストから削除することは可能か。	状況が変わった場合には、その都度、県社協あて連絡をお願いします。
10	応援元が応援者に支払う危険手当等は、県・前橋市・高崎市が負担とありますが、危険手当等の規程がない場合はどうすれば良いのでしょうか。また、危険手当として新設する場合、パターンごとに、どの程度の金額を想定すれば良いのでしょうか。県・前橋市・高崎市で一律の金額を決めることは可能でしょうか。	原則、根拠の無い手当等を職員に支払うことは望ましくないため、各法人の給与規程等に基づき、支払うこととなります。危険手当等の規定が無い場合には、各法人が定める手続きに則って、給与規程等を改訂ください。 また、危険手当等の金額については、他都道府県が実施した、9月中旬の全国調査では、危険手当等の金額を示している都道府県は5つでした。うち4つについては、人事院規則の特殊業務手当と同額の4千円を示しています。残り1つは、1日12,000円（1時間1,500円×8時間）を示しています。介護高齢課として、危険手当等の金額をお示しすることは難しいと考えており、各法人の判断で、適切な額を設定いただければと思います。
11	原則、夜勤はないとのことですが、早番や遅番等の時間帯については、どうなりますか。	応援職員の勤務時間（帯）や業務内容等については、まず応援先からの要望があり、応援元とマッチングする際に、県社協から情報提供されますので、県社協へご希望を伝えていただければと思います。
12	応援前のPCR検査は、全員実施ということですが、応援終了後のPCR検査は、パターンBのみ行うということでしょうか。例えば、非感染施設でも同一建物内だった場合は、どういう扱いになるのでしょうか。	応援終了後のPCR検査の実施の有無は、ケースに応じて判断されるものと考えています。ご質問の通り、パターンA（非感染施設）の場合でも、同一敷地の場合などで、PCR検査の実施が適当と判断され、応援元施設・応援職員も実施に同意いただける際は、実施するものと考えています。 基本的に、応援元施設と応援職員の要望に応えられるように考えたいと思います。

## 応援職員派遣支援事業に係る Q & A

令和3年2月15日

NO.	項目	回答
13	<p>派遣元からの出向、出張の扱いを原則するが、双方で協議することも可とあるが、双方で協議する場合は、どのようなことを想定しているのでしょうか。</p> <p>また、どちらかで決めていただくとよりやりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>応援元と応援先の法人（施設）間で協定のようなものを締結することや、応援職員が一時的に応援先の職員になること（雇用される）ことなどが想定される所です。</p> <p>各法人・施設の考え方は様々と思われるので、原則、派遣元からの出向、出張の扱いとし、マッチングの際に双方で協議することも可としています。</p>
14	<p>直接応援に入るパターンBでは、派遣職員全員（濃厚接触者及び非濃厚接触者）が業務終了後に2週間以内のホテル待機となるのでしょうか。</p> <p>その場合、ホテルは県で確保するのでしょうか。又は、派遣元で確保するのでしょうか。</p>	<p>パターンBでは、応援職員への感染が否定できないことから、業務終了後、原則、2週間以内のホテルや自宅等での待機（健康観察）を想定しています。また、ホテルは、応援先に手配いただくことを想定しています。</p> <p>なお、応援先での手配が困難な場合は、介護高齢課において、県有施設を宿泊施設として活用することや、民間宿泊施設への応援職員宿泊の調整等を検討しています。</p>
15	<p>パターンBの場合、派遣中の宿泊先はどうするのでしょうか。ホテル等の利用は可能ですか。</p>	<p>パターンBでの応援派遣中の宿泊先についても、応援先に手配いただくことを想定しています。また、応援先での手配が困難な場合には、A14のとおり、検討しています。</p>
16	<p>応援職員の資格や基礎疾患の有無等の条件はありますか。</p>	<p>ございません。ただし、一概に言えませんが、応援職員の心身に掛かる負担は、小さいものではないと思われ、体力・気力の充実した方が望ましいと考えます。</p>